

衆議院：日本国憲法に関する調査特別委員会

平成18年5月18日(木) 9:00～9:15

参考人意見レジュメ

憲法改正国民投票法制の要否について

法学博士 小林 節

慶應義塾大学法学部・大学院法学研究科教授

1. 憲法96条がある以上、国民投票法はあって当然な法律だが、今、その問題に過度に振り回されるべきではない
2. 既に、あるべき公正な国民投票法の姿は見えているし、残る争点は決して深刻なものではない
3. 東門(国民投票法：手続)から入れなければ、西門(憲法改正：実体)から入れればよいだけのことではないか
4. 今、重要なことは、憲法改正問題(特に、9条関連と、全ての前提になる「憲法」観(これは、愛国心、国民の義務の問題につながる))について、国会で議論を深め、広く、主権者・国民に問題を提起する事であろう  
それなくして、本番の憲法改正国民投票で主権者・国民の承認など得られるはずもない

以上